

米国環境保護庁
ワシントン D.C.20460

大気放射局

2009年3月12日

ENERGY STAR®ディスプレイパートナーまたはその他関係者各位：

2009年2月18日のオンライン会議において、EPAは、ディスプレイパートナーおよび関係者に対し新たなスリープおよびオフモード要件案を説明するメモを配布することに合意し、可視対角線画面サイズ30インチ以上のディスプレイ（すなわち、「大型ディスプレイ」）の輝度報告要件を提案した。EPAはこの機会を利用して上記の合意を履行し、大型ディスプレイの新たな定義、最大画面サイズ、最大オンモード消費電力要件を提案したい。

定義

看板（signage）および専門業務用ディスプレイ（professional display）製品区分の下で対象となる製品を明確にするために、EPAは以下の定義を提案している。

本基準のために、これらのディスプレイを対角線サイズが30インチ以上60インチ以下の非消費者用の電子／プログラム制御可能なディスプレイと定義する。これらの製品は、使用法や使用環境においてデスクトップモニタまたはテレビとまったく異なる。これらの製品は一般的に、レストラン、バー、ホテル、クラブ、博物館や教育施設のような屋内環境や、小売店舗または交通機関の情報掲示板のような屋外環境を含むがこれらに限らない様々な公的ならびに私的施設において使用される。

最大対角線画面サイズ

EPAは、基準策定作業において現在市場に存在するモデルを表す入手可能なデータに基づき、ENERGY STAR要件を設定している。EPAは、対角線サイズが30インチから60インチの間にあるディスプレイの効率要件を設定するために、28モデルのデータを分析した。EPAは、対角線サイズが60から103インチまでのモデルについては3つのデータのみを保有している。この限られたデータは市場における広範囲の製品を表していないため、EPAは現在のところ、対角線サイズ60インチ超のディスプレイに対する最大オンモード消費電力要件を設定する予定はない。EPAは、ディスプレイの第2段階基準の策定に向けてデータを収集する一方で、これらの製品についてENERGY STAR基準を設定することがENERGY STARの指針に合っているかどうかを判断するために、この市場区分の検討を続ける予定である。

最大オンモード消費電力要件

2008年12月以降、EPAはディスプレイ製造事業者と共に、大型ディスプレイに対する新たなオンモード消費電力要件の設定に取り組んでいる。EPAは、IEC62087試験方法を使用した、サイズが32インチから105インチまでの28モデルを表す6つの製造事業者からのデータを保有している。これらのモデルは市場における諸技術および諸解像度の構成を代表している。我々はIEC62087試験方法に規定された3種類の試験クリップ（test clip）による消費電力データを求めた。収集されたデータにおいて、輝度には相当のばらつきがあったが、消費電力については3種類の試験クリップにわたり概ね同じであった。このデータは、基準策定ページ（www.energystar.gov/productdevelopment）上に掲載されている。受け取った新データおよび最大画面面積の境界値に基づき、EPAは、対角線画面サイズが30インチから60インチの間であるディスプレイに対する包括的な、 $P_o=0.27*(A)+8$ という新たな最大オンモード消費電力要件を提案している。

輝度境界基準値

2009年2月18日のオンライン会議において、EPAは、ディスプレイが最大輝度の既定割合以上である初期設定輝度で試験されている可能性を示した。EPAは、その週の前半に配布されたテレビ基準改定作業開始通知書に提案されている基準値に基づき、80%を提案した。EPAは、初期設定における輝度の境界基準値を非常に高く設定することに関連する問題について、多くの意見を受け取った。第1段階の下で初期設定にお

る輝度の境界基準値を設定することは、EPA の意図ではない。そのため第 1 段階策定において、EPA はパートナーに対し、IEC62087 試験方法を使用して初期設定の輝度で製品を（実際の使用に最も近いモードで）試験し、設定された輝度を EPA に報告することを義務付ける予定である。第 2 段階基準改定作業においては、収集したデータに基づき、また他の ENERGY STAR 基準における基準値（そして場合によっては国際的基準値）と調和させるために、EPA は初期設定における輝度の境界基準値を提案する可能性がある。

2010 年 1 月への発効日延期

EU の待機時（スタンバイ）基準は 2010 年 1 月 7 日の発効が予定されている。これらの製品は国際的に使用されるものであるため、EPA は、米国で販売される製品の待機時消費電力の水準に劇的な影響があると予想している。EPA は、米国市場がこの 1W 性能基準値を満たす方向に向かうと考えている。ENERGY STAR プログラムの目的は市場において最もエネルギー消費効率性能の高い製品を特定することにあるため、EPA は、オフモード基準要件を、EU の待機時基準要件と同じ 1W に変更した。EPA は、本製品区分に対する基準発効日を EU の基準施行日に合わせるために 2 ヶ月延期させて、**2010 年 1 月 30 日**にした。

オフモードおよびスリープモード最大消費電力要件の改定

EPA は、新たなオンモードデータに加えて、IEC62087 試験方法を用いた大型ディスプレイの新たなスリープおよびオフモード消費電力データを最近受け取った。本データと EU の待機時基準の効果予測に基づき、EPA は、画面サイズに関わらず、すべてのディスプレイに対する最大オフモード消費電力要件を 1W とすることを決めた。

また本データは、大型ディスプレイのスリープモード要件を 4W から 2W に下げる EPA の決定も支持している。新たに受け取ったデータによれば、新たなオンモード消費電力要件を用いた場合、本基準におけるこれらディスプレイの適合率は 25% となる。

意見提出

関係者は、EPA の検討のため、書面による意見を Christopher Kent (kent.christopher@epa.gov) および ICF International の Elliot Rector (erector@icfi.com) 宛に **2009 年 3 月 26 日までに**提出することが奨励される。提出者が提出意見の非公開を具体的に要求しない限り、受け付けられたすべての意見は、ENERGY STAR 基準改定ウェブサイト（ENERGY STAR Product Development Website）に掲載される。

本書において述べられている問題について質問または懸念がある場合には、(202)-343-9046 または kent.christopher@epa.gov まで遠慮なく連絡して欲しい。

Best Regards,
Christopher Kent, EPA Product Manager
ENERGY STAR Product Specification Development